

「国税関係帳簿書類の スキャナ保存・データ保存」 導入の完全ガイド

10月29日(火) 講師：袖山 喜久造 税理士

無料
クーポン



- ★平成31年度税制改正による電帳法要件や運用の緩和について
- ★消費税インボイス制度、軽減税率への対応について
- ★電子申告（e-Tax）の義務化対応について
- ★スマホ等による経費精算の領収書のスキャナ保存の方法について
- ★法人税法、消費税法の法定帳簿書類の電子化について
- ★国税関係帳簿書類のデータ保存・スキャナ保存の検討方法から申請の仕方まで
- ★電子取引を行った場合の法的対応とこれからの電子取引の展望

国税関係帳簿書類のデータ保存・スキャナ保存をすることにより、システムから出力される膨大な量の帳票や紙書類の保存に係る事務負担が解消され、経理業務の効率化、内部統制の強化が図られ、また税務調査時の対応業務も軽減されます。平成28年度税制改正で電帳法スキャナ保存の規制緩和によりスマホ等の入力ができるようになるなど電子化検討企業も大幅に急増しています。

また制度改正では2020年4月以降の大企業に係る電子申告の義務化や2023年10月から導入が予定される消費税適格請求書方式（いわゆるインボイス制度）へ適切に対応するため、業務処理等を電子化するなどの検討も必要です。

本セミナーでは国税関係帳簿書類のデータ保存・スキャナ保存及び電子取引を行った場合の法的対応など、文書電子化の導入実務を詳細に解説します。書籍「改正電子帳簿保存法完全ガイド」を参考資料として使用します。

開催概要

日時	2019年 10月29日 (火) 10:00~16:30
会場	ハーネル仙台 〒980-0014 仙台市青葉区本町2-12-7 TEL:022-222-1121
受講料	36,200円 [会員 31,800円] ※ 会員…企業懇話会会員 研究会会員 ※ テキスト、昼食、消費税等含まれます。 ※ 無料クーポンをご利用の方は会員サイトよりお申込みください。 https://login.member.zeiken.co.jp/login 会員サイト用
申込方法	申込書またはWebサイトよりお申し込みください。 後日、受講票と請求書をお送りいたします。 https://www.zeiken.co.jp/seminar/ ※ キャンセルの場合は、開催日の前営業日15時までにご連絡ください (受講料ご返金の際の振込手数料はお客様負担となります)。 代理の方のご出席もお受けいたします。 セミナー検索画面用 当日欠席された場合は、返金は致しかねますのでご了承ください。 税務研究会 セミナー 検索

講師紹介

税理士 袖山 喜久造 氏

平成24年税理士登録。SKJ総合税理士事務所所長。国税庁調査課、国税局調査部を含め15年間を大企業の法人税調査等事務に従事。大企業に対する電子帳簿保存法の審査指導担当の情報技術専門官を歴任。平成24年7月退職。同年11月千代田区神田淡路町で税理士開業。税務コンサルタントのほか、電子帳簿保存法関連のコンサルタントを行う。令和元年5月SKJコンサルティング合同会社を設立。専門性の高い電帳法申請コンサルティングを開始。主な著書に「『帳簿書類のデータ保存・スキャナ保存』完全ガイド」「『マイナンバー制度と企業の実務』完全ガイド」（税務研究会）等がある。J I I M A 法務委員会アドバイザー・トラストサービス推進フォーラム特別会員・ファルクラム租税法研究会研究員。

《主なセミナー内容》

I 文書の電子化にあたって

1. 電子化の検討
2. 税務調査・会計監査の電子化
3. 税務コンプライアンスについて
4. 税務調査対策とは
5. 電子帳簿保存法適用法人の税務調査時の対応

II 文書電子化と制度改正への対応

1. 文書電子化に当たっての留意事項
2. 電子取引を取り入れた電子化への検討
3. 電子申告義務化への対応
4. 消費税インボイス制度に係る電子化による対応
5. 今後の政府電子化への取り組み状況

III 帳簿書類の保存義務

1. 法人税法で規定される帳簿書類
2. 消費税法で規定される帳簿書類
3. 源泉徴収に関する書類
4. 貿易関連帳簿書類等の保存

IV 電子帳簿保存法の概要

1. 電子帳簿保存法の趣旨
2. 用語の定義
3. 電子帳簿保存法の対象となる文書
4. 電磁的記録の保存媒体・保存形式
5. 電子帳票システムについて
6. 他の国税に関する法律の規定の適用

V 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存

1. システム・保存等に係る要件
2. 国税関係帳簿書類の申請対象期間
3. 訂正・削除の履歴の保存
4. 相互関連性の確保

5. 関係書類等の備付け
6. 見読可能性の確保
7. 検索機能の確保
8. データの保存方法

VI 国税関係書類のスキャナ保存制度

1. e-文書法の施行
2. スキャナ保存制度の創設
3. スキャナ保存の要件緩和に至った経緯
4. 保存要件の厳格性
5. スキャナ保存の検討
6. スキャナ保存制度の規制緩和
7. スキャナ保存の対象となる国税関係書類
8. スキャナ保存の5要件
9. 真実性の確保
10. 見読可能性の確保
11. 関係書類の備付け
12. 相互関連性の確保
13. 検索機能の確保
14. 電子署名とタイムスタンプの仕組み

VII 国税関係帳簿書類の電子化の検討

1. 国税関係帳簿書類のデータ保存の検討
2. 国税関係書類のスキャナ保存の検討

VIII 国税関係帳簿書類の電子化の導入事例

IX 電子取引に係る電磁的記録の保存義務

1. 電子取引に係る電磁的記録の保存義務
2. 他の法律への適用
3. 電子取引とは
4. 電子契約の形態
5. 電子取引に係る電磁的記録の保存方法
6. 電子契約サービスの今後の展望

No.122322 10月29日(火)

「国税関係帳簿書類のスキャナ保存・データ保存」導入の完全ガイド」セミナー申込書

お客様コード				HP				2019年		月	日
所在地		〒									
会社名/ 事務所名						部課名					
TEL				FAX				— —			
ふりがな				ふりがな							
参加者氏名						参加者氏名					
e-mail				e-mail				@			
<input checked="" type="checkbox"/> 受講票はご記入いただいたメールアドレスへお送りいたします。メールアドレスをお持ちの方は必ずご記入ください。											
支払い方法 <small>(どちらかに<input checked="" type="checkbox"/>)</small>				<input type="checkbox"/> 銀行 (振込手数料お客様負担)				<input type="checkbox"/> 郵便局			
研究会(A・B)特典無料クーポン対象講座 https://www.zeiken.co.jp/seminar/											



個人情報の取扱いについて：ご記入いただいた個人情報は、当社商品の案内やセミナー開催に関する情報の提供に使用させていただくほか、当社がおすすめするサービスのご案内にも使用させていただく場合がございます。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することはありません。個人情報の取扱いに関する詳細は、web (<https://www.zeiken.co.jp/privacy/>) でご確認ください。

申込先
FAX

株式会社 税務研究会
東北支局

022-222-3885